

議員提出議案第 8 号

(社)シルバー人材センターへの補助金削減をしないことを強く求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 13 日

狭山市議会議長 手島秀美様

提出者	狭山市議会議員	東山	徹
賛成者	同	新良	守克
	同	伊藤	彰
	同	磯野	和夫
	同	広森	すみ子

(社)シルバー人材センターへの補助金削減をしないことを強く求める意見書

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は高齢法に定められた「高齢者の就業の機会を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とした」公益法人として、健全な地域コミュニティ維持のための諸事業を推進するなど、今や全国8割の市区町村の地域社会にとってかけがえのない存在となっています。

一方、近年、高齢者世帯の所得構成を見ると年金等だけでは生計を維持することが難しい状況にあると云われ、会員は、センターが提供する臨時的・短期的な就業によって生計を補完し、長寿社会における自立した生活を維持している現実があります。高齢者は、働くことを通じて地域社会の一員として生きがいを実現するとともに、健康を維持・増進して医療・介護の財政面の軽減にも大きく寄与しています。

わが国では今後、団塊の世代が65歳に到達しはじめ、年齢にかかわらず働ける社会の実現が一層重要な課題となっており、センターにおける多様な就業機会の創出は、セーフティネットの確立においても、その果たすべき役割と責任は、ますます重要さが増しております。

このような中、センターが自主・自立、共働・共助の理念のもと、高齢者が安心して暮らせる社会を実現していくための運営に不可欠な安定財源が、この度行われた行政刷新会議の再仕分けにおいて「事業仕分け第一段の評価結果の確実な実施」という評価が行われ、既に、平成23年度概算要求までの縮減額は27億円(20.3%減)と大幅なものとなっている仕分けの現状に鑑み、さらなる補助金の削減は、センターの事業運営が立ち行かなくなるなど、センター事業に大きな混乱を招くことは必定であります。

よって、全国のセンター事業の今日的意義を十分ご賢察いただき、国においてセンター補助金の削減をしないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣・行政刷新担当

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣